

6 文科教第 6 3 8 号

中 央 教 育 審 議 会

次に掲げる事項について、別紙理由を添えて諮問します。

地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について

令和 6 年 6 月 2 5 日

文 部 科 学 大 臣                      盛   山                      正   仁

(理 由)

昭和 24 年 6 月に社会教育法が制定されてから、75 年が経ちました。この間、地方公共団体や関係機関・団体等をはじめ、各般におけるたゆまぬ努力により、個人の要望や社会の要請に応え、社会教育の振興が図られてきました。一方、社会情勢は大きく様変わりし、現代においては、人口減少・少子化の深刻化、地域コミュニティ・交流の希薄化、デジタルトランスフォーメーション、グローバル化の進展等により、将来の予測が困難な時代となっており、学校・社会が抱える複雑化・困難化した課題の解決や、人生 100 年時代における共生社会や「こどもまんなか」社会の実現に向けた対応が求められています。さらに、高校や大学等の進学率の高まりや様々な学習機会の増加など、社会教育に求められる役割やニーズが変化しています。

こうした中、令和 5 年 6 月に第 4 期教育振興基本計画を閣議決定し、一人一人の豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展に向けて、「2040 年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」という総括的な基本方針を掲げました。この実現に向け、社会教育による「学び」を通じて人々の「つながり」や「かかわり」を作り出し、協力し合える関係づくりの土壌を耕しておくことで、持続的な地域コミュニティの基盤を形成することが求められています。また、社会教育の拠点として社会教育施設の機能強化や、社会教育主事・社会教育士等の社会教育人材の養成及び活躍促進等を通じた社会教育の充実を図る必要があります。

また、第 12 期生涯学習分科会では、第 11 期分科会までの議論を基に、第 4 期教育振興基本計画を踏まえ、社会人のリカレント教育、障害者の生涯学習、外国人の日本語学習、社会教育人材について重点的に議論を重ね、社会教育人材部会における調査審議も踏まえ、本年 6 月に議論の整理がとりまとめられました。ここでは、全世代の一人ひとりの主体的な学びを尊重し、個人の幸せと他者との関係性の構築といったウェルビーイングを目指す上で、障害者や外国人などの社会的包摂の観点も含めた社会教育の提供が十分に確保されることが不可欠であるとされています。また、社会教育の連携分野や担い手が多様化し裾野が拡大する中、地域コミュニティの基盤を支えるために社会教育人材は重要な役割を担っており、その質的向上・量的拡大に向けた養成及び活躍促進の在り方について今後の施策の方向性が示されています。

これらの方向性を土台とし、社会の変化を踏まえつつ施策の更なる深化を図るべく、社会教育の新たな在り方を見つめ直し、社会教育が果たすべき役割、担い手である人材、その活動、国・地方公共団体における推進方策等について、次の事項を中心に御審議をお願いします。

第一に、社会教育人材を中核とした社会教育の推進方策についてです。

第 12 期生涯学習分科会の議論の整理や社会教育人材部会の最終まとめ等を踏まえ、今後の方向性が示された社会教育主事と社会教育士の役割、社会教育人材の質

的向上・量的拡大に向けた養成及び活躍促進の在り方について、これらの内容を実効性のあるものとするための具体的方策として、以下の事項などについて御検討をお願いします。

○ 社会教育人材を中核とした目指すべき社会教育の在り方

特に、社会教育を通じた地域コミュニティの維持・活性化、社会教育行政と関係機関（関係府省庁、首長部局、高等教育機関、関係団体、民間企業等）との連携促進、社会教育人材ネットワークの構築・活性化、共生社会の実現に向けた障害者・外国人等を含めた社会教育の推進の観点から、行政の役割も含め御検討をお願いします。

○ 社会教育主事・社会教育士の役割・位置付けの明確化

特に、社会教育行政の中核として求められる社会教育主事の職務内容の在り方、社会教育士の更なる活躍促進の観点からの御検討をお願いします。

○ 社会教育主事・社会教育士の養成の在り方

特に、異なる役割に応じた養成方法・内容の確立、講習実施機関の拡大、若年層を中心に社会教育への関心や参画を広げるための方策の観点からの御検討をお願いします。

第二に、社会教育活動の推進方策についてです。

第一の検討事項を踏まえ、社会教育活動の充実方策や社会教育施設の機能強化方策として、以下の事項などについて御検討をお願いします。

○ 地域と学校の連携・協働の更なる推進方策

特に、「チームとしての学校」の考え方も踏まえつつ、コミュニティ・スクールとの一体的取組の更なる推進に向けた地域学校協働活動の充実、地域学校協働活動推進員等の配置促進と専門性・資質の向上、PTA や子供会を含む社会教育関係団体の活動と地域学校協働活動との連携の推進、家庭教育支援の促進の観点からの御検討をお願いします。

○ 公民館、図書館、博物館等における社会教育活動の推進方策

特に、地域コミュニティの維持・活性化に資する公民館の在り方、デジタル技術の活用も含めた公民館、図書館、博物館等における社会教育活動の充実と水準向上の観点からの御検討をお願いします。

○ 青少年教育施設等における青少年体験活動の推進方策

特に、青少年の健全な育成に向け、青少年体験活動やその推進に資する民間活力の活用も含めた青少年教育施設の在り方、青少年体験活動に携わる人材の資質向上、関係団体や民間企業等の多様な主体との連携・協働を促すネットワークの強化の観点からの御検討をお願いします。

○ 地域コミュニティに関する首長部局の施策や多様な主体が担う活動との連携・振興方策

特に、環境・福祉・防災・農山漁村振興・まちづくり等の多様な分野における行政機関や高等教育機関、民間公益活動を含む関係団体や民間企業等による取組に対し、社会教育が連携・貢献しうる観点からの御検討をお願いします。

○ 共生社会の実現に向けた障害者・外国人等を含めた社会教育の推進方策

特に、障害者や外国人等の学習機会の充実、福祉関係者や民間団体等の地域に

おける関係者との連携の在り方の観点からの御検討をお願いします。

第三に、国・地方公共団体における社会教育の推進体制等の在り方についてです。

第一及び第二の検討事項を踏まえ、我が国全体で社会教育を推進するため、以下の事項などについて御検討をお願いします。

○ 社会教育を総合的に推進するための国の体制の在り方

特に、社会教育人材の養成・資質向上、地方公共団体や関係団体への情報提供・相談対応等、国において求められる役割の観点からの御検討をお願いします。

○ 社会教育を総合的に推進するための地方公共団体の体制の在り方

○ 社会情勢の変化を踏まえた社会教育に関する現行法令の在り方

以上が中心的に御審議をお願いしたい事項ですが、この他にも地域コミュニティの基盤を支える社会教育の在り方と推進方策に関連し、必要な事項について御検討をお願いします。